

❖ 教職課程(2021年度入学者)

生命科学部で中学校及び高等学校の教員を志望する人のために、以下に示す教職課程が設けられています。専攻の専門教育科目など卒業に要する単位を修得するとともに、教育職員免許法及び同施行規則に定められている免許状取得に必要な単位を修得した人は、教員免許状を取得できます。また、佛教大学又は聖徳大学の通信教育課程を併修することにより、小学校教諭免許状を取得することも可能です。ただし、計画的に履修しないと教育実習の履修資格を得られず、免許状授与の要件を満たすことができなくなりますので、注意してください。

1. 取得できる免許状の種類及び教科

| 学科 | 免許状の種類・教科 | |
|---------|----------------|-----------------|
| | 中学校教諭 一種免許状 | 高等学校教諭 一種免許状 |
| 先端生命科学科 | 理 科 | 理 科 |
| 産業生命科学科 | 理 科 | 理 科 |

教職課程に関する相談

教職課程の履修相談及び教員免許状取得に関する質問等がある場合は、教職課程教育センターへ来室してください。

教職に関する資料

教職課程教育センターの書架に、教員採用試験問題集、中学校及び高等学校の教科書等を置いてあります(貸出可)。また、図書館の資格・就職コーナー、雑誌コーナーにも教職に関する資料(教科書は除く)があります。積極的に活用してください。

教職課程に関する掲示

教職課程に関する重要なお知らせは、電子掲示板POSTに掲出します。**必ず1日に1回は確認するようにしてください。**

2. 免許状取得に必要な基礎資格と最低修得単位数

| | |
|---------|---|
| 必要な基礎資格 | 学士の学位を有すること 〔 学部の履修規定をよく読んで 卒業要件単位数を満たすこと 〕 |
|---------|---|

| 必要な区分 (法定単位) | | 本学における最低修得単位数 | |
|--|-----------------------|---------------|------------------|
| 第6 教育 職員 の免 許状 に 法 施 行 規 則 | 日本国憲法(2) | 各免許状共通 | 2 |
| | 体 育(2) | | 3 |
| | 外 国 語 コミュニケーション(2) | | 2 |
| | 情報機器の操作(2) | | 4 |
| 教育の基礎的理解に 関する科目等 (中学校27) (高校23) | | 中学校 | 33 |
| | | 高 校 | 29 |
| 教科及び教科の指導法に 関する科目 (中学校28) (高校24) *取得希望校種ごとに 修得すること | | 先端生命科 学科 | 中学校 31 高 校 27 |
| | | 産業生命科 学科 | 中学校 31 高 校 27 |
| 大学が独自に 設定する科目 (中学校4) (高校12) *取得希望校種ごとに 修得すること | | 中学校 | 0 |
| | | 高 校 | 3 |

() 内に示す単位数は、教育職員免許法に定める単位数であり、本学では上記「本学における最低修得単位数」をすべて修得しなければ、卒業と同時に免許状を取得することはできません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

3. 必要な区分の詳細

(1) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

〔日本国憲法・体育・外国語コミュニケーション・情報機器の操作〕

| 免許法施行規則に定める科目区分 | | 本学における開設授業科目等 | |
|------------------|-----|--|-------------|
| 科目 | 単位数 | 授業科目(単位数) | 最低修得単位数 |
| 日本国憲法 | 2 | 日本国憲法(2) | 2単位 必修 |
| 体育 | 2 | 健康科学講義(2) 健康科学実習(1) | 3単位 必修 |
| 外国語 コミュニケーション | 2 | 基礎英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 基礎英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 初級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅰ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅱ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅲ(1) 中級英語(コミュニケーション)Ⅳ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅰ(1) 上級英語(プレゼンテーション)Ⅱ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅰ(1) 上級英語(ディスカッション)Ⅱ(1) | 2単位 選択必修 |
| 情報機器の操作 | 2 | 基礎コンピュータ演習(2) 応用コンピュータ演習(2) | 4単位 必修 |

注意事項

1. 3年次末までに全科目区分で最低修得単位数を修得しなければ、4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することができません。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

| 施行規則に定める科目区分 | | | 本学における開設授業科目等 | | | | |
|-------------------------------------|-----|----|---|-----------------------------------|-------------|-----------------------|----|
| 教育の基礎的理解に関する科目等 | 単位数 | | 授業科目(単位数) | 最低修得単位数 | | 備考 | |
| | 中学校 | 高校 | | 中学校 | 高校 | | |
| 教育の基礎的理解に関する科目 | 10 | 10 | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 | 教育原論(2) 教育人間学(2) | 2単位 選択必修 | 3年次末までに修得すること | |
| | | | 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) | 教職論(2) | 2単位 必修 | 3年次末までに修得すること | |
| | | | 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) | 教育社会学(2) | 2単位 必修 | | |
| | | | 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 教育法規・教育行財政(2) 学級・学校経営の理論と方法(2) | 選択 | | |
| | | | 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 | 教育心理学(2) 発達心理学(2) | 4単位 必修 | 3年次末までにいずれか1科目を修得すること | |
| | | | 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) | 特別支援教育論(2) | 2単位 必修 | 3年次末までに修得すること(注2) | |
| | | | 教育課程論(2) | 2単位 必修 | | | |
| 道徳、生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目 | 10 | 8 | 道徳の理論及び指導法 | 道徳教育論(2) | 2単位 必修 | — | |
| | | | 総合的な学習の時間の指導法 | 総合的な学習の時間の指導法(2) | 2単位 必修 | | |
| | | | 特別活動の指導法 | 特別活動論(2) | 2単位 必修 | | |
| | | | 教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) | 教育の方法と技術(2) 教育方法の理論と実践(2) | 2単位 選択必修 | | |
| | | | 生徒指導の理論及び方法 | 生徒・進路指導論(2) | 2単位 必修 | 3年次末までに修得すること | |
| | | | 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 | 教育相談の基礎と方法(2) | 2単位 必修 | 3年次末までに修得すること | |
| | | | 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 | | | | |
| 教育実践に関する科目 | 5 | 3 | 教育実習 | 教育実習事前指導(1) | 1単位 必修 | 3年次末までに修得すること | |
| | | | | 教育実習Ⅰ(4) 教育実習Ⅱ(2) 事後指導を含む | 4単位 必修 | 2単位 必修 | |
| | | | 教職実践演習 | 教職実践演習(中・高)(2) | 2単位 必修 | | |
| 最低修得単位数 | | | 27 | 23 | 合計 | 33 | 29 |

❖ 教職課程(2021年度入学者)

注意事項

1. 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、全校種・教科の「大学が独自に設定する科目」に充当できます。
2. 中学校教諭免許状を取得する場合、2年次末までに「特別支援教育論(2)」を修得しなければ、3年次に介護等体験を実施することができません。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は、3年次末までに当該科目を修得してください。
3. 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状の両方を取得希望の場合は、「教育実習Ⅰ(4)」を履修しなければなりません。「教育実習Ⅰ(4)」を履修することで、高等学校教諭免許状取得に必要な単位に振り替えます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

| 《中学校・高校 理科》 | | | | 先端生命科学科 | | | |
|------------------------|-----------------|-------------------------------------|------------|--|--|-----------------------------|------------|
| 施行規則に定める科目区分 | | | | 本学における開設授業科目等 | | | |
| 科目区分 | 各科目に含めることが必要な事項 | 最低修得単位数 | | 授業科目(単位数) | 最低修得単位数 | | |
| | | 中学校 | 高校 | | 中学校 | 高校 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 物理学 | 1 単位以上 | | 物理学通論A(2) 物理学通論B(2) | 4 単位必修 | 4 単位必修 |
| | | 化学 | 1 単位以上 | | 化学通論A(2) 化学通論B(2) | 4 単位必修 | 4 単位必修 |
| | | 生物学 | 1 単位以上 | | 生物学通論A(2) 生物学通論B(2) | 4 単位必修 | 4 単位必修 |
| | | | | | 生命科学概論(2) 物質生物化学(2) 生命倫理(2) 分子生物学(2) 代謝生物化学(2) 細胞生物学(2) | 選択 | 選択 |
| | | 地学 | 1 単位以上 | | 地学通論A(2) 地学通論B(2) | 4 単位必修 | 4 単位必修 |
| | | 物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験 | 1 単位以上 | | 物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1) | 7 単位 必修 | — |
| | | 「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」 | 1 単位以上 | | 物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1) | — | 7 単位 必修 |
| | | | | | 先端生命科学実習 1(6) 先端生命科学実習 2(6) | — | 選択 |
| 教科に関する専門的事項 最低修得単位数 小計 | | | | | 23 | 23 | |
| 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) | | 8 単位 以上 | 4 単位 以上 | ア 理科教育法 1(2) 理科教育法 2(2) イ 理科教育法 3(2) 理科教育法 4(2) | 8 単位 必修 | ア・イ いずれか 4 単位 選択必修 | |
| 合計 | | 28 | 24 | 合計 | 31 | 27 | |

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3 年次末までに最低修得単位数 23 単位のうち、19 単位以上を修得していないと 4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3 年次末までにア「理科教育法 1(2)」
「理科教育法 2(2)」またはイ「理科教育法 3(2)」
「理科教育法 4(2)」いずれか 4 単位を修得していないと 4 年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

| 《中学校・高校 理科》 | | | | 産業生命科学科 | | | |
|------------------------|-----------------|-------------------------------------|-------|--|--|----------------------------|-------|
| 施行規則に定める科目区分 | | | | 本学における開設授業科目等 | | | |
| 科目区分 | 各科目に含めることが必要な事項 | 最低修得単位数 | | 授業科目(単位数) | 最低修得単位数 | | |
| | | 中学校 | 高校 | | 中学校 | 高校 | |
| 教科及び教科の指導法に関する科目 | 教科に関する専門的事項 | 物理学 | 1単位以上 | | 物理学通論A(2) 物理学通論B(2) | 4単位必修 | 4単位必修 |
| | | 化学 | 1単位以上 | | 化学通論A(2) 化学通論B(2) | 4単位必修 | 4単位必修 |
| | | 生物学 | 1単位以上 | | 生物学通論A(2) 生物学通論B(2) | 4単位必修 | 4単位必修 |
| | | | | | 生命科学概論(2) 物質生物化学(2) 生命倫理(2) 分子生物学(2) 代謝生物化学(2) 細胞生物学(2) 農業生物学(2) 生命科学リテラシー(2) 日常生活と生命科学(2) 現代社会と生命科学(2) | 選択 | 選択 |
| | | 地学 | 1単位以上 | | 地学通論A(2) 地学通論B(2) | 4単位必修 | 4単位必修 |
| | | 物理学実験・ 化学実験・ 生物学実験・ 地学実験 | 1単位以上 | | 物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1) | 7単位必修 | — |
| | | 「物理学実験、 化学実験、 生物学実験、 地学実験」 | 1単位以上 | | 物理学実験(2) 化学実験(2) 生物学実験(2) 地学実験(1) | — | 7単位必修 |
| 教科に関する専門的事項 最低修得単位数 | | | | 小計 | 23 | 23 | |
| 各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) | | 8単位以上 | 4単位以上 | ア 理科教育法1(2) 理科教育法2(2) イ 理科教育法3(2) 理科教育法4(2) | 8単位必修 | ア・イ いずれか 4単位 選択必修 | |
| 合計 | | 28 | 24 | 合計 | 31 | 27 | |

注意事項

- 「教科に関する専門的事項」について、3年次末までに最低修得単位数23単位のうち、19単位以上を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」について、3年次末までにア「理科教育法1(2)」
「理科教育法2(2)」またはイ「理科教育法3(2)」
「理科教育法4(2)」いずれか4単位を修得していないと4年次に「教育実習Ⅰ(4)」または「教育実習Ⅱ(2)」を履修することはできません。
- 最低修得単位数を超えた余剰単位及び選択科目の修得単位は、「大学が独自に設定する科目」に充当できます。

❖ 教職課程(2021年度入学者)

(4) 大学が独自に設定する科目

| 免許法施行規則に定める 科目区分 | 単位数 | | 本学における開設授業科目等 | | | |
|---------------------|-----|----|------------------|---|---------|-----------|
| | 中学校 | 高校 | 免許状の 種類・教科 | 授業科目(単位数) | 最低修得単位数 | |
| | | | | | 中学校 | 高校 |
| 大学が独自に 設定する科目 | 4 | 12 | 高校 全教科 | 道徳教育論(2) | — | 2単位 必修 |
| | | | 中学校 高校 全教科 | 学校インターンシップ(2) 教職ゼミナールⅠA(2) 教職ゼミナールⅠB(2) 教職ゼミナールⅡA(2) 教職ゼミナールⅡB(2) 教職ゼミナールⅢA(2) | 選択 | 選択 必修 |
| 合計 | 4 | 12 | 合計 | | 0 | 3 |

注意事項

- 最低修得単位数を超えた「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位及び選択科目の修得単位を、「大学が独自に設定する科目」に充当することができます。
- 中学校理科については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で4単位以上の余剰が生じるため、免許状取得にあたり上表の「大学が独自に設定する科目」を修得しなくても満たすことができます。
- 高校理科については、「教育の基礎的理解に関する科目等」「教科及び教科の指導法に関する科目」で9単位の余剰が生じるため、免許状取得にあたり必要な「大学が独自に設定する科目」は必修の「道徳教育論(2)」を含め3単位です。「大学が独自に設定する科目」の単位は、上表の選択必修科目を修得するか、他の科目区分の余剰単位及び選択科目の修得単位を充当することで満たすことができます。